

利根地域の未来を考える政策プロジェクト会議設置要綱

(平成26年12月19日制定)

(設置)

第1条 迫りくる人口急減・超少子高齢社会への一層の対応などをテーマとして、利根地域の将来に向けた課題を掘り下げ検討し、長期的な課題の解決を目指す市町を支援することを目的として、利根地域の未来を考える政策プロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、第1条に掲げる目的に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 会議のメンバーは、埼玉県利根地域振興センター（以下「センター」という。）の職員、センター管内市町の企画担当職員をもって構成する。

2 会議に必要な時は、有識者をメンバーとすることができる。

3 会議には、リーダー及びサブリーダーを置き、リーダーは、センターの地域調整幹、サブリーダーはセンターの担当部長をもって充てる。

(会議)

第4条 会議は、リーダーが招集する。

2 リーダーは、必要がある時は構成員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、審議事業に係る事務及び事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる恐れがあると認められるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。